委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事	●市区町村長等	
2. 都道府県名	高知県		
3. 市区町村名	黒潮町		
4. 届出番号	1		
5. 独自利用事務の事例番 号	57-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	www.town.kuroshio.lg.jp		

□中止

執行機関名 黒潮町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成二十七年条例第三十四号)別表第一 第二の項 ひとり親等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第一条	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成十九年条例第二百八十三号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭 の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を 支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭</u> に対してひとり親家庭医療費を助成することにより、 <u>ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成十九年条例第二百八十三号) 黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成十九年規則第百九十九号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成十九年条例第二百八十三号) 第5条第1項 黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成十九年規則第百九 十九号)第3条			
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に 係る事実についての審査に関する事務	黒潮町ひとり親家庭医療費助成を受けようとする者の申請に係る事実についての 審査に関する事務			
特定個人情報1	特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成十九年条例第二百八十三号) 第5条第1項 黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成十九年規則第百九 十九号)第3条			
②情報提供者	市町村長	市町村長			
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報			
特定個人情報2					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成十九年条例第二百八十三号) 第5条第1項 黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成十九年規則第百九 十九号)第3条			
②情報提供者	市町村長	市町村長			
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報			
特定個人情報3					
①根拠規定	番号法别表第二主務省令 条 項 号				
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					